

特別養護老人ホーム高瀬荘への入所手続き（申し込み）にあたり

特別養護老人ホーム高瀬荘へお申し込みまた、ご契約（ご利用）についてのご意志を確認させていただきありがとうございます。お申し込み、ご契約の前に、以下をご一読いただき、ご確認のうえお申し込み、入所手続きの開始をご判断くださいますようお願いいたします。

1. 特別養護老人ホーム高瀬荘（池田町）へ住民票をご移動いただきます。（民法・住民基本台帳法による）
 - * 身体障害者手帳 4 級の交付を受けている方のうち「音声・言語機能障害、下肢障害の 1 号（両下肢の全ての指を欠くもの）・3 号（1 下肢を下腿 2 分の 1 以上で欠くもの）・4 号（1 下肢の著しい障害）」以外で手帳交付されている方は池田町では「福祉医療給付制度」の対象外となります。
例：「変形性膝関節症による右（左）膝関節の機能障害（4 級）」での手帳交付は対象外です
2. 現在の主治医から高瀬荘協力医療機関主治医へ変更となります。なお、協力医療機関及び医師は今後変更となる場合があります。
現在の協力医療機関は「北アルプス医療センター あづみ病院」です。
現在の歯科医療機関は「竹内歯科医院」です。
3. 利用開始後 3 ヶ月以上入院された場合契約は解除されます。また、高瀬荘で対応困難な高度医療が必要となった場合は 3 か月を待たずに契約を解除させていただく場合もございます。入院外泊日を含む 8 日目からご利用の居室形態に応じた居住費の実費をご負担いただきます。但し、ご入院中等の空きベッドをショートステイ等のベッドとしてご利用した場合は請求いたしません。また、入院期間中の利用者の身の回りのお手伝い（付き添い）、必用物品の準備購入等は身元引受人等が行うこととなります。
4. ご本人名義の銀行等口座通帳及び印鑑のお預かりはいたしておりません。
5. 利用料金について振替をご希望の場合は、八十二銀行または農協口座からの引き落としのみとなります。心身のご様子や認知症等によりご本人の意思確認が難しい場合、権利擁護等の観点から身元引受人等ご本人以外の方の口座のご指定をお願いします。
6. 振替以外には手数料をご負担いただいております。高瀬荘が送付する請求書に指定する日時までにお支払いのご準備をお願いします。特別な事情及び連絡なく延滞が 3 ヶ月以上続くと、ご契約を解除させていただくことがあります。この場合は身元引受人住所地へご帰宅いただきます。
7. 利用料金引き落とし確認後、領収書を発送（配布）いたします。確定申告等において医療費控除等に利用される場合は大切に保管してください。なお、改めでの領収書発行等はいたしません。
8. 本施設契約の終了について契約書第 9 条に記載があります。ご確認お願い致します。

以上について確認し、1～7 全ての項目について同意のうえ、入所申込み受付、入所手続きの開始を望みます。

令和 年 月 日

同意者氏名 _____